



EAAFP MOP10/D1 : 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ 2019-2028 戦略計画

紹介

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ（フライウェイ）は、極東ロシアやアラスカから、東アジアと東南アジアを経由し、オーストラリアやニュージーランドまで、22ヶ国をまたがる渡り性水鳥の渡りルートです。当フライウェイには、250以上の水鳥個体群、世界的な絶滅危惧種28種を含む、5,000万羽以上の渡り性水鳥が生息しています。渡りの間、水鳥たちは当フライウェイ内の湿地を拠り所として休息し、採餌を行い、次の渡りのために十分なエネルギーを蓄えます。渡り性水鳥と彼らが依存する生息地を保全するには、フライウェイ全体における国際的な協力が重要です。

2002年、南アフリカのヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）において、日本及びオーストラリア政府は、国際湿地保全連合と共に、東アジア・東南アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥にとって国際的に重要な生息地の保全と持続可能な利用のために、非公式的かつ自主的なタイプIIパートナーシップを立ち上げることを提案しました。東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）は、1996年以来、渡り性水鳥の国際的に重要な生息地の保全・保護のために国際協力及び国際調整を強化・推進してきた、アジア太平洋地域渡り性水鳥保全委員会、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略（APMWCS）及びガンカモ類、ツル類、シギ・チドリ類の各行動計画の成果をふまえて構築されています。

2004年11月、21の政府機関、政府間組織及び非政府組織（NGO）の代表者が韓国・瑞山市に集まり、タイプIIパートナーシップのモデルを活用した、渡り性水鳥保全のための将来的な地域協力体制について話し合いました。この会議において、本パートナーシップが政府、政府間組織及びNGO間の協力を強化し、ミレニアム開発目標の達成に貢献することが確認されました。

2006年後半、インドネシア・ボゴールで開催された会議において、9つの政府、2つの国際政府機関、6つの国際NGOの合意のもとEAAFPが設立され、渡り性水鳥の保全に協力することが確認されました。現在、パートナーシップには、18の政府、6つの政府間組織、12の国際NGO及び1つの企業を含む37機関がパートナーとして参加しています。

国際的な水鳥保全の取組に貢献

パートナーシップ文書では、渡り性水鳥の重要生息地ネットワークの構築と促進及び生態系サービスの持続可能な利用を確実にするための地域レベルでの管理能力向上が、渡り性水鳥の保全強化に重要であると定めています。またパートナーシップは、渡り性水鳥の保全に対するフライウェイ全体でのアプローチが、渡り性水鳥の保全状況の強化のために最も効果的な方法であるとしています。

本パートナーシップは、国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）、移動性野生動物の保全に関する条約（ボン条約）、生物多様性条約（決議 7.4 及び 7.28）、国連開発計画（UNDP）及び国連環境計画（UNEP）のプロジェクトの優先事項とガイドライン、第 3 回世界水フォーラムでまとめられた UNEP 水政策と水に関する国際行動のポートフォリオなど、多数の政府間協定及びその他の国際的な枠組の実施に貢献しています。ラムサール条約の決議 9.7 に記載されているように、ラムサール条約の枠組の中で地域イニシアチブとして承認されることは、フライウェイにおける本パートナーシップの重要性や意義が強く認識されていることを意味します。

渡り性水鳥とその生息地を保護する戦略的行動

EAAFP では過去 12 年間にわたり、2 つの実践計画（2007-2011 及び 2012-2017）の下、協働が進められてきました。

特に東アジア及び東南アジアにおいて人口増加と経済発展が急速に進み、渡り性水鳥及び沿岸・内陸の生息地に対する圧力は、依然として増大しています。これらの圧力に対処するため、EAAFP 戦略計画 2019-2028 は、これまでの取組をさらに強化する目的で策定されました。

戦略計画では、渡り性水鳥の個体群を維持するために必要な生息地とその質を確保する一方、その生息地を共有する地域コミュニティの経済発展の重要性も認識しています。

EAAFP の目的と長期的目標は「パートナーシップ文書」に、次のように書かれています。

- 目的-渡り性水鳥とその生息地を保全するため、あらゆるレベルの政府機関、湿地管理者、多国間環境協定、専門機関、国連機関、開発援助機関、産業・民間部門、研究機関、NGO、市民団体、地域住民等の多様な利害関係者間の対話、協力、協働を推進するためのフライウェイ規模の枠組を提供すること。
- 長期的目標（ゴール）-東アジア・オーストラリア地域フライウェイの渡り性水鳥とその生息地が、人々と生物多様性 に恩恵を与えるものとして広く世間に認識され、保全されるようにすること。



EAAFP 戦略計画 2019-2028 の目的とゴール

EAAFP 戦略計画 2019-2028 の目的とゴールは、パートナーシップ文書の目的と長期的目標の達成を追求することです。過去の実施計画（2007-2011 及び 2012-2018）で実施されてきた施策に基づき、今後 10 年間にわたって重要な成果をさらに達成し、パートナーシップの 5 つの目標の達成に向けて、前進させることを目指しています。

EAAFP2019-2028 戦略計画の構造

EAAFP 戦略計画 2019-2028 は、パートナーシップ文書に規定されている EAAFP の 5 つの目標（下記）に従って策定され、各目標の今後 10 年間の戦略的な方向性を示しています。

- 目標 1-**アジア・太平洋渡り性水鳥保全戦略の成果に基づき、東アジア・オーストラリア地域フライウェイを利用する渡り性水鳥の保全のために、国際的に重要な渡り性水鳥重要生息地ネットワークを構築する。
- 目標 2-**渡り性水鳥とその生息地の価値について普及・啓発する。
- 目標 3-**水鳥とその生息地に関するフライウェイ規模の調査、モニタリング活動、知見の収集及び情報交換の推進を行う。
- 目標 4-**自然資源管理者、政策決定者及び地域の利害関係者における、水鳥とその生息地の管理能力を養成する。
- 目標 5-**特に優先種及びその生息地について、フライウェイ規模の渡り性水鳥保護の取組を拡充する。

本計画は、パートナー、事務局、EAAFP 機関（管理委員会、財政小委員会、技術小委員会、作業部会、特別委員会）が渡り性水鳥及びその生息地の保全と持続的な管理を促進するための戦略的枠組として策定されました。

パートナーシップの主要な要素は、一連の国際的に重要な生息地が将来にわたって認識され、持続的に管理されることを促進するために、渡り性水鳥重要生息地ネットワークを構築することです。渡り性水鳥は、生活サイクルをフライウェイ上の一連の生息地に依存しています。本パートナーシップは、フライウェイ上の渡り性水鳥とその生息地の持続可能な管理と保全のための能力を構築しながら、渡り性水鳥の知見を蓄積し、普及啓発を推進するためのさまざまな活動を支援しています。

戦略計画では、パートナーシップ文書に記載されている 5 つの目標を実現させるための仕組みを導入しています。各目標の下に広範な戦略的方向性（望ましい状態）が示され、主な結果領域（Key Result Area: KRA）とその指標、検証手段、報告組織（責任ある実施主体）が定められています。



KRA は、パートナーシップが渡り性水鳥とその生息地の保全において 2019 年から 2028 年の期間に達成すべき持続的な成果を実現するためのガイダンスとなります。

評価とレビュー

パートナー会議（MoP）におけるパートナーからの活動報告は、戦略計画の進捗評価の重要な要素となります。事務局がパートナーシップの活動概要を MoP 前にまとめることができるよう、早めに事務局に提出されることが重要です。

戦略計画は、KRA または指標レベルでの進捗を反映するため、必要に応じて定期的にレビューを実施することができます。その際、戦略計画はその期間を通して EAAFP の目的に対する長期的な展望を提供していることに留意する必要があります。

戦略計画及びパートナーからの報告は、KRA の進捗状況をモニタリングすると同時に、報告としても活用できます。パートナーは、各自のレベルで戦略計画に基づいた独自の実施計画を作成することができます。

また、戦略計画に沿って事務局の作業計画が策定されます。事務局の作業計画では、KRA を、実施時期、予算、責任者を含む明確で測定可能な活動と紐づけます。戦略計画は EAAFP の運営に関する長期的な方向性を提供しますが、事務局の作業計画は必要に応じて、MoP の承認のもと改訂することができます。

戦略計画の進捗状況の確認のため、各 MoP において、報告テンプレートを使用して、各主体における実施状況に関する情報を収集します。

パートナーシップ資源計画

EAAFP 戦略計画 2019-2028 は、EAAFP の活動を現実的な方法で最適化することを目的としており、財政及び人的資源の両面で適切な手段が利用できる場合にのみ、実施を保証することができます。戦略計画の実施に必要な資源を動員することは、パートナーシップの最優先事項です。

パートナーシップ資源計画は、10 年間にわたる戦略計画、CEPA 行動計画、その他の優先活動で合意された活動への資金提供を支援するものです。資源計画では、戦略計画の資金調達に対する優先順位を確立し、その作成は事務局の支援を受けた財政小委員会の優先課題です。

EAAFP2019–2028 戦略計画の詳細

パートナーシップ目標 1-持続可能な管理がなされた十分かつ効果的な生息地のネットワークを確立することを最終目標とし、アジア太平洋渡り性水鳥保全戦略の成果に基づき、渡り性水鳥の保全のために国際的に重要な「渡り性水鳥重要生息地ネットワーク」を構築する。

【戦略的方向性】

パートナーは、生息地の重要性と参加数に重点を置き、渡り性水鳥重要生息地ネットワークの構築を進めてきた。ネットワーク参加地は、渡り性水鳥に対する国際的な重要性を維持するために管理されている。国際的に重要な生息地への悪影響を回避するために、大きな進展があった。国際金融公社（IFC）などの国際基準が、ネットワーク参加地やその他の重要な水鳥生息地及びその周辺で適用されている。国内及び参加地間のパートナーシップの展開は、順調に進展している。渡り性水鳥の国際的に重要な生息地の認知度を高めるために、重要生息地ネットワークのブランド力が高まった。重要生息地ネットワークは、地域住民や生息地の管理に貢献している。

主な結果領域	指標	検証手段	報告組織
KRA1.1 包括的で一貫性のある渡り性水鳥重要生息地ネットワークが、保護地域ではない生息地を含め、渡り性水鳥のために構築されている。	指標 1.1.1 重要生息地ネットワークに、渡り性水鳥保全のために少なくとも 40 の戦略的かつ国際的に重要な生息地が追加で参加する。国の保護区となっていないものも含む。	パートナー報告、パートナーシップ文書の付属書 V	すべてのパートナー
	指標 1.2.1 国内及び参加地間パートナーシップが設立され、運用のためのガイドラインが策定、合意されている。	ガイドライン	事務局、パートナー
KRA1.2 EAAFP の効果的な実施のために国内パートナーシップ、参加地間パートナーシップが設立されている。	指標 1.2.2 少なくとも 50%の政府パートナーが、国内パートナーシップを設立しており、参加地間パートナーシップはネットワーク参加地の少なくとも 50%に対して結ばれている。	パートナー報告	パートナー、事務局

KRA1.3 ネットワーク参加地は、地元コミュニティによって評価され、持続的に管理されている。	指標 1.3.1 ネットワーク参加地の少なくとも 50%に明確な目標を有する管理計画があり、適切に実施されている。その管理計画策定には利害関係者が参加しており、関係機関によって承認されている。	パートナー報告	パートナー
	指標 1.3.2 参加地の少なくとも 50%が、重要生息地ネットワークを、渡り性水鳥とその生息地の保全のためのブランドとして認識している。	パートナー報告、事務局報告、EAAFP ウェブサイトとニュースレター	パートナー、事務局
	指標 1.3.3 全てのパートナーは、参加地及びその他の国際的に重要な生息地内ならびにその隣接地域での開発において、国際標準（IFC またはそれと同等なもの）を使用し、遵守している。	パートナー報告、モニタリング特別委員会の報告	パートナー
KRA1.4 ネットワーク参加地は、必要に応じて、地域コミュニティの生計維持のために持続的に利用されている。	指標 1.4.1 地域コミュニティが生計のためにネットワーク参加地を利用する場合、渡り性水鳥やその生息地に悪影響を与えずに持続的に利用されている。	パートナー報告、EAAFP ウェブサイト、ニュースレター	事務局、パートナー
KRA1.5 パートナーと地域の利害関係者は、ネットワーク参加地に脅威を与える可能性がある活動への対応を行っている。	指標 1.5.1 ネットワーク参加地の脅威に対するパートナーと地域コミュニティの関与のレベルが、開催される会議やイベントの数とそれらの参加者数に反映される。	パートナー報告、関連する作業部会・特別委員会の報告	パートナー、関連する作業部会、特別委員会
KRA1.6 EAAFP 姉妹湿地プログラムが拡大する。	指標 1.6.1 少なくとも 5 つの新しい姉妹湿地提携が結ばれている。	パートナー及び事務局の報告	パートナー、事務局
KRA1.7 EAAFP のパートナーが拡大し、渡り性水鳥とその生息地の保全に、より強力な成果をあげている。	指標 1.7.1 参加パートナーの増加。	パートナースhip文書の付属書 I	事務局、管理委員会



パートナーシップ目標 2-渡り性水鳥とその生息地の価値について普及・啓発する。

【戦略的方向性】

パートナーは、渡り性水鳥とその生息地の保全において、利害関係者が CEPA（広報、教育、参加、普及啓発）に関与することが非常に重要であることを認識している。パートナーは、効果的な CEPA 活動を計画し、それらを積極的に実施し、渡り性水鳥の効果的な保全と生息地の持続可能な管理を確保するための協力の機会を作り出す。これは、地域コミュニティによるものを含め、湿地保全の長期的な支援を通じて達成される。パートナーは、CEPA 活動を通じて、情報、技術、知識（環境や管理に関する伝統的な知識も含む）を共有するためのネットワークを展開する。

主な結果領域	指標	検証手段	報告組織
KRA2.1 EAAFP の CEPA 行動計画（2019-2024）が実施される。	指標 2.1 CEPA 行動計画が実施、モニタリングされ、必要に応じて見直し及び更新がなされる。	パートナー報告、作業部会及び特別委員会の報告、事務局報告	パートナー、作業部会及び特別委員会、事務局

パートナーシップ目標 3-水鳥とその生息地に関するフライウェイ規模の調査、モニタリング活動、知見の収集及び情報交換の推進を行う。

【戦略的方向性】

パートナー、作業部会、特別委員会は、気候変動の影響と持続的な利用についての知見が集積されるべく、渡り性水鳥とその生息地の保全に関する効果的なプログラムと協働メカニズムを整備する。調査プログラムは、保全と持続可能な管理の取組（特に地域の生計のための資源の持続可能な利用）に価値ある支援を提供できるものとなっている。調査活動やケーススタディを通じて得られた伝統的知識や情報は、渡り性水鳥とその生息地の保全のために共有され、適切に活用される。渡り性水鳥に関する国際的に重要な生息地のリストは更新され、保全管理のために優先順位を付けられる。水鳥個体数の傾向と分布に関するデータは、パートナーシップによって維持される。市民科学を含むモニタリングは、渡り性水鳥減少の要因を特定・是正し生息地とともに保全するために調査研究を進め、意思決定を支えるためのツールとして重要視されている。



主な結果領域	指標	検証手段	報告組織
KRA3.1 渡り性水鳥の個体数及び生息地の状況を評価するため、国内で統一されたモニタリング方法が確立され、推進・強化される。	指標 3.1.1 渡り性水鳥とその生息地の現状を把握するために、統一されたモニタリング方法が確立され、国内で利用されている。	パートナー報告、モニタリング特別委員会の報告	パートナー、モニタリング特別委員会
	指標 3.1.2 すべてのパートナー国に、国内で調整されたモニタリングプログラムがある。	パートナー報告	パートナー、モニタリング特別委員会
KRA3.2 行動の優先順位を設定・調整するため、渡り性水鳥個体群の保全状況に関するレビューが作成・更新される。	指標 3.2.1 水鳥の個体数推定・傾向・分布を説明するデータを、パートナーシップが利用することができる。	パートナー報告、保全状況レビュー	パートナー、国際湿地保全連合、技術小委員会、関連する作業部会
	指標 3.2.2 水鳥の個体数推定が2回更新される。	技術小委員会報告、EAAFPウェブサイトとニュースレター	国際湿地保全連合、技術小委員会、事務局
KRA3.3 保全管理と優先順位付けのため、国際的に重要な水鳥生息地のリストが更新されている。	指標 3.3.1 更新されたリストが、パートナーシップによって維持されている。	パートナー報告、関連する作業部会報告、EAAFPウェブサイトとニュースレター	パートナー、技術小委員会、関連する作業部会、事務局
KRA3.4 気候変動が水鳥とその生息地に及ぼす影響についての知見が充実し、ネットワーク参加地の計画と管理に利用されるべく共有される。	指標 3.4.1 水鳥とその生息地に対する脅威（特に気候変動の影響）への理解が進み、知見が共有され、可能な場合は適切な対応がなされる。	パートナー報告、調査機関報告、関連する作業部会及び特別委員会の報告、EAAFPウェブサイトとニュースレター	パートナー、技術小委員会、関連する作業部会及び特別委員会、事務局
KRA3.5 保全と持続可能な管理の取組、特に地域の生計のため持続可能な資源利用を効果的に支援するため、共同調査プログラムが実施される。	指標 3.5.1 保全と持続可能な管理に関する調査プログラムが増加する。	パートナー報告、調査機関報告、作業部会報告、EAAFPウェブサイトとニュースレター	パートナー、技術小委員会、関連する作業部会及び特別委員会、事務局



	指標 3.5.2 得られた知識が、渡り性水鳥に対する国際的に重要なサイトの少なくとも50%で適用されている。		
KRA3.6 伝統的知識の活用など、水鳥とその生息地の保全のための優良事例を集めたガイドラインが発行される。	指標 3.6.1 優良事例集のガイドラインがEAAFPのウェブサイトで利用可能になる。	パートナー報告、作業部会報告、EAAFPウェブサイトとニュースレター	事務局、パートナー、技術小委員会、関連する作業部会と特別委員会

パートナーシップ目標 4-自然資源管理者、政策決定者及び地域の利害関係者における、水鳥とその生息地の管理能力を養成する。

【戦略的方向性】

フライウェイでの管理能力の養成が優先事項として認識されている。パートナーと事務局は、湿地管理者、自然資源管理者、政策決定者、地域の利害関係者が必要とする研修ツール及び支援を提供している。渡り性水鳥の保全、湿地管理の問題、生息地の持続可能な管理、地域の生計に関する問題についての正しい理解は、効果的な能力養成を実施するために不可欠なものとして認識されている。パートナーは、能力養成における成功例や革新的なツールを共有している。

主な結果領域	指標	検証手段	報告組織
KRA4.1 EAAFP は、様々な研修ツールの利用を促進し、ネットワーク参加地での課題に対処するための支援を提供している。	指標 4.1.1 全てのパートナーと事務局は、知識、ツール、経験の共有を促進するための能力養成メカニズムを備えている。	EAAFP 担当者マニュアル、事務局報告	事務局
	指標 4.1.2 パートナーや事務局が実施するプロジェクトに、能力開発とその評価が含まれている。	パートナー報告、事務局報告	パートナー、事務局
	指標 4.1.3 ネットワーク参加地管理のためのEAAFP オンライン技術研修マニュアルの有効性	パートナー報告、事務局報告	パートナー、事務局



	が認められ、湿地管理者の少なくとも 50%によって利用されている。		
KRA4.2 EAAFP の目的を実現するため、パートナー担当者及び湿地管理者の能力が向上する。	指標 4.2.1 EAAFP の実施と啓発のための素材がパッケージとされた担当者向けマニュアルが作成・配布される。	パートナー報告、EAAFP ニュースレター、研修報告、事務局報告	パートナー、事務局
	指標 4.2.2 パートナー担当者及び湿地管理者が参加する会議が少なくとも年 1 回、開催される。	パートナー報告、EAAFP ニュースレター、研修報告、事務局報告	パートナー、事務局
	指標 4.2.3 全てのパートナー担当者は、各 MoP の前にパートナー報告を提出している。	パートナー報告、事務局報告	パートナー、事務局
KRA4.3 渡り性水鳥に影響を与える事業を営む事業法人は、その状況を改善するために、水鳥とその生息地の保全対策に取り組んでいる。	指標 4.3.1 事業法人が渡り性水鳥とその生息地保全に貢献している国際的に重要な生息地やプログラムの数が増加する。	パートナー報告、事務局報告	パートナー、事務局

パートナーシップ目標 5-特に優先種やその生息地について、フライウェイ規模の渡り性水鳥保護の取組を拡充する。

【戦略的方向性】

絶滅危機にある渡り性水鳥への脅威が低減することで個体数が増加し、渡り性水鳥の生息地に対する脅威が減少する。これらの取組に関する情報は、EAAFP で共有されている。フライウェイで渡り性水鳥とその生息地を保全するために、パートナーは積極的に協力し、活動を推進する。また、パートナーは、関連する多国間及び二国間の条約・協定ならびにその他の地域メカニズムを活用するとともに、気候変動の影響への適応を含め、渡り性水鳥とその生息地の保全を、国家政策に主流化している。パートナーシップは、他のフライウェイ・イニシアチブとの協働と情報共有に取り組んでいる。

主な結果領域	指標	検証手段	報告組織
KRA5.1 パートナーは、渡り性水鳥とその生息地の保全のためのアプローチを開発するために、積極的に国際協力を行っている。	指標 5.1.1 パートナーの少なくとも 50%は、保護の優先順位の高い渡り性水鳥保全のために、国際協力を行っている。	パートナー報告、関連する作業部会と特別委員会の報告、技術小委員会報告、EAAFP のウェブサイトとニュースレター	パートナー、関連する作業部会と特別委員会、技術小委員会、事務局
KRA5.2 絶滅危惧種の保護が進み、個体数は安定または回復している。	指標 5.2.1 パートナーシップは、IUCN、バードライフ・インターナショナル、国際湿地保全連合のリーダーシップのもとに、絶滅のおそれのある渡り性水鳥の個体群のリストを更新・維持しており、政府パートナーは、これらの絶滅のおそれのある個体群を国内法で保護するよう奨励される。	パートナー報告、関連する作業部会と特別委員会の報告、技術小委員会報告、保全状況レビュー、水鳥の個体数推計と IUCN レッドリスト	パートナー、技術小委員会、関連する作業部会と特別委員会
	指標 5.2.2 絶滅のおそれのある渡り性水鳥の種について、種別の行動計画が策定され実施されている。	パートナー報告、関連する特別委員会報告	パートナー、関連する特別委員会
	指標 5.2.3 絶滅のおそれのある水鳥の種の個体数は安定または増加している。	パートナー報告、関連する作業部会と特別委員会の報告、技術小委員会報告、保全状況レビュー、水鳥の個体数推計と IUCN レッドリスト	パートナー、技術小委員会、関連する作業部会と特別委員会
KRA5.3 EAAF の優先的な取組が必要な地域において、地域行動計画が策定・実施されている。	指標 5.3.1 フライウェイで共通の重大な脅威がある地域に対する地域行動計画が策定・実施されている。	関連する特別委員会の報告	パートナー、関連する特別委員会
KRA5.4 渡り性水鳥の違法な狩猟・捕獲・取引を削減し、可能な	指標 5.4.1 全ての政府パートナーは、渡り性水鳥の違法な狩猟、捕獲及び取引を削減し、できる限り排除するためのメカニズムを備えている。	パートナー報告、密猟特別委員会報告、EAAFP ウェブサイトとニュースレター	密猟特別委員会、パートナー、事務局



<p>限り撲滅するための措置が策定・実施されている。</p>			
<p>KRA5.5 渡り性水鳥とその生息地の保全は、気候変動の影響への適応を含む国内法及び/または政策手段に主流化されている。</p>	<p>指標 5.5.1 全ての政府パートナーは、渡り性水鳥とその生息地の保全に関する規定が含まれた関連する国内法及び/または政策手段を保有している。</p>	<p>パートナー報告</p>	<p>政府パートナー</p>
<p>KRA5.6 渡り性水鳥とその生息地の保全は、関連する多国間及び二国間の協定ならびにその他の地域メカニズムに統合されている。</p>	<p>指標 5.6.1 関連する環境協定は、渡り性水鳥とその生息地を保全するための効果的な地域的枠組みとして EAAFP を認識している。</p>	<p>関連する多国間環境協定及び二国間協定における決定</p>	<p>事務局、パートナー</p>